

令和7年度

定期監査結果報告書

会計事務局

都市整備部

開発建築部

議会事務局

松山市監査委員

松監第107号
令和8年1月21日

様

松山市監査委員 森 岡 研 二

同 矢 野 貴 則

同 太 田 幸 伸

同 岡 雄 也

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を
松山市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、監
査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

定期監査結果報告	-----	1
会計事務局	-----	3
都市整備部 都市・交通計画課	-----	3
〃 道路建設課	-----	4
〃 道路河川管理課	-----	5
〃 みち水路メンテナンス課	-----	6
〃 空港港湾課	-----	7
〃 交通拠点整備課	-----	8
開発建築部 市街地整備課	-----	8
〃 公園管理課	-----	9
〃 住宅課	-----	10
〃 建築指導課	-----	11
〃 公共建築課	-----	12
議会事務局	-----	13

定期監査結果報告

1 監査の対象及び期間

令和7年度歳入歳出予算の執行及び関連ある事項を次の課等について、下記のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監査対象	対象期間	監査期間
会計事務局	令和7年 4月 1日から 令和7年 8月 31日まで	令和7年 10月 2日から 令和7年 11月 27日まで
都市・交通計画課	〃	〃
道路建設課	〃	〃
道路河川管理課	〃	〃
みち水路メンテナンス課	〃	〃
空港港湾課	〃	〃
交通拠点整備課	〃	〃
市街地整備課	〃	〃
公園管理課	〃	〃
住宅課	〃	〃
建築指導課	〃	〃
公共建築課	〃	〃
議会事務局	〃	〃

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに意を用いた。

主な着眼点は以下のとおりである。

(1) 収入事務

- ・調定は根拠となる法令等に適合しているか。
- ・調定額の算定は適正か。また、調定漏れはないか。
- ・許認可又は契約締結による収入事務は適正に行われているか。
- ・現金取扱、訪問徴収は適正に行われているか。
- ・私人の徴収委託等は適正に行われているか。
- ・債権管理は適正に行われているか。

(2) 支出事務

- ・金額の算定等、支出事務は適正に行われているか。
- ・補助金の支出は適正に行われているか。

(3) 契約事務

- ・業者選定等、契約事務は適正に行われているか。
- ・契約書、仕様書等に基づき適正に履行されているか。

(4) 財産管理

- ・備品及び郵券等の現物は台帳と一致し、適正に管理されているか。

(5) 課特有の事務

- ・薬品等は適正に管理されているか。

3 監査の実施内容

各課等に対し関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前回の指摘事項等が適正に処理されているかについて留意し、必要に応じて現地調査を実施した。

また関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、議会事務局での政務活動費関係事務の支出事務については、太田幸伸監査委員及び岡雄也監査委員は除外した。

4 監査の結果

1から3まで記載のとおり監査した限り、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることについて、次に記載する指摘・要望事項を除き、適正と認められた。

なお、文中で特に説明のない数値は、令和7年8月31日現在のものであり、金額は表示単位未満を四捨五入したものである。

会計事務局

1 会計事務事業の支出事務について

会計事務事業は、会計管理者の権限に属する収入及び支出の審査並びに記録管理、現金及び証券等の出納保管、決算の調製等の事務を執行する事業である。

(1) 嶸出予算の執行状況

会計事務事業の執行額は、36,022 千円となっている。これらのうち印刷製本費 1 件 2,294 千円、手数料 3 件 30,804 千円、保険料 1 件 420 千円、使用料及び賃借料 1 件 1,084 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

3 有価証券等の保管状況について

会計事務局が保管する有価証券等の保管状況について有価証券整理簿等関係書類を抽出調査したところ、適正に保管されていた。

都市・交通計画課

1 収入事務について

(1) 交通安全対策使用料

1) 大街道駐輪場使用料

大街道駐輪場使用料は、市営大街道駐輪場の使用料で、4,168 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 交通安全対策手数料

交通安全対策手数料は、撤去自転車等移動保管手数料で、405 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 交通安全対策費雑入

1) 自転車等処分収入

自転車等処分収入は、保管期限切れ自転車等の有償譲渡及び売却処分にかかる収入で、389 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(4) 財産管理使用料

財産管理使用料は、松山市中之川地下駐車場電光廣告使用料及び行政財産使用料で、249 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(5) 駐車場管理費雜入

駐車場管理費雜入は、松山市中之川地下駐車場等指定管理者固定納付金、松山市役所前地下駐車場自主事業手数料等で、5,434 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 放置自転車対策事業の支出事務について

放置自転車対策事業は、駐輪場利用の啓発や、放置自転車等の警告、撤去、保管、返還、処分等を行うことにより、自転車等の適正利用の促進、自転車等の路上放置による通行障害等の解消、車両や歩行者の安全な歩行空間の確保を目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

放置自転車対策事業の執行額は、28,117 千円となっている。これらのうち委員報酬 1 件 58 千円、通信運搬費 1 件 601 千円、委託料 4 件 24,440 千円、使用料及び賃借料 1 件 383 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

- ・予定価格書の未作成について

松山市放置自転車管理システムクラウド型サービス利用契約について、松山市契約規則で定められた予定価格書が作成されず、事務処理が適正に執行されていない状況が見受けられた。

規則に沿った事務処理が行われなかつた理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

4 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

道路建設課

1 収入事務について

(1) 砂防費分担金

砂防費分担金は、松山市崖崩れ防災対策事業の受益者分担金で、3,882 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 都市計画整備手数料

1) 宅地造成等工事許可申請等手数料

宅地造成等工事許可申請等手数料は、宅地造成又は特定盛土等工事許可申請等手数料及び宅地造成等工事に関する証明手数料で、282 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 がけ崩れ防災対策事業の支出事務について

がけ崩れ防災対策事業は、愛媛県が実施する急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない小規模の自然がけについても大雨等により災害が発生するおそれがあることから、一定の採択基準を満たすものに対して防災工事を行うことにより、がけ崩れによる人家への被害を未然に防止し、地域住民の安全を確保することを目的とする事業である。

(1) 岁出予算の執行状況

がけ崩れ防災対策事業の執行額は、178,587千円となっている。これらのうち普通旅費1件7千円、修繕料1件26千円、委託料1件3,960千円、工事請負費10件120,440千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に処理されていた。

道路河川管理課

1 収入事務について

(1) 道路橋梁維持使用料

道路橋梁維持使用料は、市道の占用料及び行政財産目的外使用料で、99,452千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査及び現地調査したところ、次の点が見受けられた。

【要望事項】

・市道占用物件の適正化について

市道占用の許可については、松山市道路占用規則第2条により占用許可の申請書を提出することとなっているが、現地調査を行ったところ、無許可で設置されている物件が12件あり、顕著な改善には至っていない状況が見受けられた。

市道占用の適正化については、巡回や通報による現地確認及び訪問指導を行うほか、広報紙による周知などの対策を継続的に講じ、新たに店舗等へのチラシを配布することで周知啓発活動に取り組んでいるが、依然として申請許可がない物件や不適法な物件があることから、引き続き制度の周知や無許可物件の状況把握を行うなど、規則に基づき市道占用物件の適正化に努めたい。

(2) 財産管理使用料

財産管理使用料は、法定外公共物使用料で、538千円となっている。この収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 都市計画整備手数料

都市計画整備手数料は、都市計画証明の手数料で、409千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(4) 土地建物売払収入

土地建物売払収入は、法定外公共物を用途廃止した市有地の売払収入で、1,578千円となっている。この収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(5) 河川総務費雜入

河川総務費雜入は、要望活動用務に伴う出張経費で、195千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 河川水路施設管理事業の支出事務について

河川水路施設管理事業は、ポンプ場及び水門の定期点検等を実施することで、故障等を未然に発見・修理し、浸水及び事故の発生を防止することを目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

河川水路施設管理事業の執行額は、98,802千円となっている。これらのうち委託料11件19,117千円、工事請負費5件28,560千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

みち水路メンテナンス課

1 収入事務について

(1) 道路橋梁維持費雜入

道路橋梁維持費雜入は、携帯電話基地局にかかる電気使用料金、市民総合賠償補償保険金等で、377千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 道路維持管理事業の支出事務について

道路維持管理事業は、市道や街路樹等について、通行に支障がないよう道路環境の維持管理を行う事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

道路維持管理事業の執行額は、152,904千円となっている。これらのうち通信運搬費1件20千円、委託料6件77,992千円、使用料及び賃借料1件3,478千円、工事請負費18件13,409千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

空港港湾課

1 収入事務について

(1) 港湾管理使用料

港湾管理使用料は、野積場使用料、その他の占用料等で、15,032 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 上屋管理使用料

上屋管理使用料は、貨物上屋及び待合所の使用料で、13,102 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 土地建物貸付料

土地建物貸付料は、市民農園貸付料で、723 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(4) 港湾管理費雑入

港湾管理費雑入は、電気使用料及び水道使用料で、912 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(5) 上屋管理費雑入

上屋管理費雑入は、貨物上屋及び待合所の使用にかかる電気使用料で、729 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 空港周辺環境整備事業の支出事務について

空港周辺環境整備事業は、航空機騒音により影響を受けている松山空港周辺地域の住民の生活環境向上を図るため、都市基盤整備を行い、空港への理解と協力を得るとともに、周辺地域の調和ある発展を目指すことを目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

空港周辺環境整備事業の執行額は、61,230 千円となっている。これらのうち委託料 2 件 10,426 千円、工事請負費 5 件 23,262 千円、公有財産購入費 3 件 5,075 千円、交付金 4 件 2,200 千円、補償補填及び賠償金 4 件 3,992 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 郵券等の管理状況について

港務所の郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

交通拠点整備課

1 収入事務について

(1) 松山駅周辺整備使用料

松山駅周辺整備使用料は、行政財産目的外使用料及び道路占用料で、1,416 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 松山駅周辺整備費雜入

松山駅周辺整備費雜入は、中央省庁等関係機関への事業報告活動用務に伴う支給旅費で、80 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 市駅前広場整備事業の支出事務について

市駅前広場整備事業は、花園町通りと銀天街をつなぎ、1 日 3 万人の乗降客が行き交い、市内最大の交通結節点である松山市駅前広場で、公共交通の利用促進や乗り継ぎ利便性の向上のため、市内電車を郊外電車に近づけるとともに、賑わいを創出する「交流広場」を整備することを目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

市駅前広場整備事業の執行額は、1,644,229 千円となっている。これらのうち委託料 3 件 658,500 千円、工事請負費 6 件 461,679 千円、負担金 1 件 750 千円、補助金 1 件 12,474 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

4 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

市街地整備課

1 収入事務について

(1) 都市計画総務手数料

都市計画総務手数料は、地籍調査成果等の閲覧申請手数料で、482 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 土地建物貸付料

土地建物貸付料は、事業用定期借地による普通財産貸付料で、2,527 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 住居表示事業の支出事務について

住居表示事業は、住居表示実施地区について、新築や建替えの届出があった建物に住居番号の設定を行うほか、老朽化した表示板の張り替え作業や住居表示台帳の最新化等を行う事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

住居表示事業の執行額は、6,335 千円となっている。これらのうち消耗品費 1 件 6 千円、委託料 2 件 6,328 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

公園管理課

1 収入事務について

(1) 観光総務使用料

1) 二之丸史跡庭園使用料

二之丸史跡庭園使用料は、二之丸史跡庭園の入園料及び茶室等使用料で、4,210 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2) 交流ホール等使用料

交流ホール等使用料は、松山城観光交流ホール等使用料で、35 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3) 東雲口駅舎等行政財産使用料

東雲口駅舎等行政財産使用料は、索道東雲口駅舎内での撮影用器具等設置に伴う行政財産使用料で、115 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 公園緑地総務使用料

公園緑地総務使用料は、都市公園施設管理使用料等で、6,500 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 公園緑地総務費雜入

公園緑地総務費雜入は、松山総合公園の自動販売機売上分配金等で、933 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(4) 旅客運輸使用料

旅客運輸使用料は、ロープウェイ及びリフト使用料で、118,370 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(5) 城閣観覧手数料

城閣観覧手数料は、松山城天守観覧料で、92,715 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 索道運輸管理事業の支出事務について

索道運輸管理事業は、松山城ロープウェイ・リフトを活用し、松山城への観光客の利便を図るとともに、安全・安心な索道を運営するなど、観光振興を図ることを目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

索道運営管理事業の執行額は、230,477 千円となっている。これらのうち通信運搬費 2 件 230 千円、保険料 1 件 247 千円、委託料 1 件 116,000 千円、備品購入費 4 件 1,615 千円、負担金 3 件 689 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

4 薬品の管理状況について

薬品の管理状況について調査したところ、適正に管理されていた。

5 公園の管理状況について

都市公園は令和 7 年 8 月 31 日現在 350 公園 396.99ha で、前年度と同数である。これら都市公園の維持管理について 3 か所を抽出し現地調査したところ、適正に管理されていた。

住 宅 課

1 収入事務について

(1) 住宅管理使用料

1) 住宅管理使用料

住宅管理使用料は、市営住宅の管理使用料、行政財産目的外使用料等で、310,850 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査、滞納整理事務について滞納整理表を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2) 駐車場管理使用料

駐車場管理使用料は、市営住宅の駐車場管理使用料で、22,844 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 住宅管理手数料

住宅管理手数料は、住宅管理使用料の督促手数料で、1 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 住宅管理費雜入

住宅管理費雜入は、行政代執行に係る原因者負担金、行政財産使用料等で、539 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 市営住宅維持管理事業の支出事務について

市営住宅維持管理事業は、松山市営住宅管理条例に基づき、適正な入居管理を行い、良好な住環境が保てるよう維持管理を行うことを目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

市営住宅維持管理事業の執行額は、239,696 千円となっている。これらのうち報償費 1 件 1,712 千円、消耗品費 4 件 1,886 千円、光熱水費 10 件 8 千円、通信運搬費 1 件 6 千円、手数料 1 件 38 千円、保険料 2 件 5,348 千円、委託料 5 件 223,388 千円、使用料及び賃借料 4 件 2,382 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

建築指導課

1 収入事務について

(1) 建築指導使用料

建築指導使用料は、法定外公共物敷地内での工作物等設置に係る使用料で、5 千円となっている。この収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 建築指導手数料

1) 建築指導手数料

建築指導手数料は、建築確認申請手数料、建築確認申請手数料（計画変更）等で、7,252 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2) 開発許可申請等手数料

開発許可申請等手数料は、開発行為許可申請手数料、開発行為許可申請手数料（変更許可）等で、3,617 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 都市計画総務手数料

都市計画総務手数料は、屋外広告物許可申請手数料、屋外広告業登録手数料等で、4,191 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査及び現地調査したところ、次の点が見受けられた。

【要望事項】

- ・無許可物件の適正化について
屋外広告物については、松山市屋外広告物条例第7条により設置の許可を受けることとなっている。

令和6年度に実施されたエリアマネジメントの対象地域について現地調査を行ったところ、4件すべて現地調査時において改善が見られない状況であった。これらのことについては、広告業界全体への意識啓発や、毎年エリアを変えて実施する無許可物件への一斉指導等の対策を継続的に講じているものの顕著な改善には至っていない状況となっている。

建築確認申請等の際に、周知・徹底を図るほか、引き続き現地調査などを行い無許可物件の状況を把握し、条例に基づき無許可物件の適正化に努められたい。

2 木造住宅耐震改修等補助事業の支出事務について

木造住宅耐震改修等補助事業は、近い将来発生が予想されている南海地震等による木造住宅の被害を最小限に抑えるために、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に耐震改修等に要する費用の一部を補助し、住宅の安全性の向上を図ることを目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

木造住宅耐震改修等補助事業の執行額は、134,537千円となっている。これらのうち補助金69件45,662千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

公共建築課

1 建築工事の設計監督事務事業の支出事務について

建築工事の設計監督事務事業は、市有建築物の新築、改築、改修及び修繕工事の設計、工事監理や建築基準法の規定に基づく定期点検を行うことで、安全安心な市有建築物の整備と維持保全を目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

建築工事の設計監督事務事業の執行額は、1,318千円となっている。これらのうち普通旅費5件486千円、消耗品費24件382千円、負担金5件390千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

議会事務局

1 政務活動費関係事務（令和6年度）の支出事務について

政務活動費関係事務は、「松山市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、政務活動費を交付する事業である。

（1）歳出予算の執行状況

政務活動費関係事務の執行額は、44,631千円となっている。これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 市議会デジタル化推進事業の支出事務について

市議会デジタル化推進事業は、デジタル技術を活用した会議運営の効率化や会議の活性化により、議会機能の強化を図る事業である。

（1）歳出予算の執行状況

市議会デジタル化推進事業の執行額は、7,844千円となっている。これらのうち消耗品費2件198千円、通信運搬費3件4,420千円、備品購入費3件2,183千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。